

5章. 本事業の“風車騒音・低周波音”は、どのように評価※1されているのか

※1:2026年5月現在、環境影響評価(評価書)の経産省審査中のため数値が変わる可能性があります。

(0)風力発電機から発せられる音の大きさ(風速別に整理されたA特性音響パワーレベル(LWA)の最大値(dB))

108dB(P1、2章の表のV162、V117と同等です)

(1)風車建設後に皆様に聞こえるであろう音(騒音予測値) A特性

騒音予測値		騒音予測値と残留騒音値の差分		指針値と騒音予測値との差	
	騒音予測値		予測地点数		差(余裕度)
最大値	44dB	差分0~3dB	62カ所	最大値	9dB
中央値	34.5dB	差分4~5dB	2カ所	中央値	5dB
最小値	27dB	6dB以上	0カ所	最小値	2dB

すべての予測地点で、指針が示す“差分値が5dB以内”を満足しています。
指針値との余裕度も2dBを確保しています。

(2)風車建設後に皆様に届くであろう低周波音予測値(耳に聞こえない音) G特性

低周波音予測値

	低周波音予測値
最大値	64dB
中央値	62dB
最小値	58dB

ISO7196が定める、人が一般的に感じ始める大きさ100dBあるいは「通常は知覚されない大きさ」90dBを大きく下回っています。

以上より、本事業において健康への影響が生じる可能性は低いと考えております。
本資料では、音の感じ方に個人差があることも踏まえ、「健康への影響が生じる可能性は無い」と断定せず、「可能性が低い」との表現に留めています。

その考え方および具体的な対応については、次章「事後調査」にてご説明します。

②風車騒音等に係る相談窓口の設置

音の聞こえ方には個人差があることを踏まえ、**現地管理事務所**に、騒音等に不安やご懸念を抱かれる方から**ご相談をお受けする窓口を設置**いたします。

③外部専門家を交えた調査・確認

外部専門家による調査

ご相談の内容や状況を踏まえ、不眠、耳鳴り等の生活に支障を感じられている方に対しては、**適宜、当社の費用負担により、騒音・低周波音の測定に専門性を有する外部調査機関に調査を依頼**いたします。

また、原因が風車にあるか否かを、医学的知見その他の専門的知見を有する専門家も交えて検討を行います。



確認する主な事項

調査・確認にあたっては、環境影響評価手続で実施した手法と同様に、**国が定めた方法で行います**。また、外部調査機関や専門家を交えながら、主に以下の事項を総合的に検討いたします。

- ☑ **ご相談の内容**
- ☑ **ご相談いただいた音や生活に支障が生じている時間帯、場所、頻度**
- ☑ **風車の運転記録、風向、風速等の気象条件**
- ☑ **現地における騒音・低周波音の測定結果**
(必要に応じて、風車の運転を停止したり再開させたりを繰り返すON/OFF調査を実施)
- ☑ **環境影響評価における予測結果との比較**
- ☑ **風車以外の音源の有無、等**

調査結果を踏まえた対応

調査の結果、風車の運転により生活に支障が生じていると判断される場合には、状況に応じて、発電量を落とした低騒音モードでの運転、一部風車の運転休止など実効性のある対策を検討し実施いたします。

一方で、調査の結果、風車の運転との明らかな関連が確認されない場合であっても、個別の状況を踏まえた上で、必要に応じて二重サッシや遮音カーテンの設置等、住環境の改善に向け、可能な限りの対応をいたします。



6章. 風車が建設された後、風車騒音・低周波音に対して、当社はどのように対応するのか

ここからは、風車建設後に当社が実施予定のことをご説明いたします。

(1)建設前に当社が地元とお約束する事項

地元市町(出雲崎町、柏崎市)及び関係する地元自治会(行政区)との間で、「**協定書**」※1を締結させていただき、以下の事項を文書でお約束いたします。

※1:当社は本事業のみならず、全国全ての事業において協定書を締結しております。

①風車騒音・低周波音の事後調査の実施※2

これまでに風車騒音を予測評価した全16地点64サンプルにおいて、風車建設後の実際の騒音・低周波音値を計測し、予測値との比較結果等を公表いたします。これらの地点以外についても、ご要望に応じて事後調査を実施いたします。

※2:環境影響評価評価書においても記載(約束)しております。